SOLXYZ Co., Ltd.
最終更新日：2015年10月22日
株式会社ソルクシーズ
代表取締役社長 長尾 章
問合せ先：執行役員管理本部長　金成　宏季　TEL:03-6722-5011
証券コード：4284
http://www.solxyz.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を持続的に高めていくためにコーポレートガバナンスの充実が重要であると認識し、経営の効率性・健全性の確保および適時適切な情報開示に努めてまいります。

当社は取締役会、監査役会を設置する制度を採用しております。効率性と責任ある経営の維持という観点から、当社の規模・業務内容には上記制度が最も適切であるとの判断しております。社外取締役を選任しておりませんが、経営の健全性の確保、業務執行上の監督機能については、内部統制システムの構築を図るとともに、監査役3名中2名を社外監査役として、社外監査役が客観的かつ中立的な立場から経営監視機能を発揮する体制としております。現時点では、このようなガバナンス体制が最適であると考えておりますが、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの制定など、社外取締役選任を巡る近時の動向も踏まえ、当社として最も適切なガバナンス体制を検討してまいる所存です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SBIホールディングス株式会社	2,820,000	21.02
株式会社ソルクシーズ	1,371,312	10.22
長尾　章	559,674	4.17
株式会社ヤクルト本社	530,000	3.95
ソルクシーズ従業員持株会	265,052	1.97
株式会社トラストシステム	201,440	1.50
日本証券金融株式会社	147,500	1.09
センコンインベストメント株式会社	124,500	0.92
内ヶ崎　俊夫	95,000	0.70
CREDIT SUISSE SECURITES(USA) LLC SPCL. FOR EXCL. BEN	93,300	0.69

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

「大株主の状況」の所有株式数は、平成26年12月31日現在の所有株式数です。
当社は筆頭株主であるSBIホールディングス株式会社の持分法適用会社ですが、同社からの役員派遣はなく、今後も経営の自主性は維持してまいります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

（監査役と会計監査人の連携状況）
　監査役は会計監査人から会計監査手続き及び監査結果の概要について報告、説明を受けるとともに、会計監査人との情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するようにしております。

（監査役と内部監査部門の連携状況）
　当社は内部監査部門として社長直轄の独立組織である内部監査室を設置しております。内部監査室長は監査役に対し、当社及びグループ各社の業務・業績に係る重要な事項、職務の執行に関する法令違反・定款違反および不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実等があれば、これらを報告するとともに、監査役も必要に応じて内部監査室長に対し、報告を求めることができることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中田　喜輿美	他の会社の出身者													
田澤　芳夫	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中田　喜輿美	○	同氏は、税理士法人中田会計事務所の代表社員でありますが、同法人と当社の間には、人事、資金、技術及び取引等、利害関係はありま せん。	税理士として専門的な知識および経験を有し、その専門性を活かした経営監視機能の発揮を期待でき、社外監査役として適任であると考えています。 同氏と当社の間には平成27年6月30日現在、当社株式を3,700株保有しているほかは、利害関係はありません。 なお、一般株主と利益相反が生じる惧れがないため、独立役員として指定しています。
田澤　芳夫		同氏は、田澤税理士事務所を開業しておりますが、同氏と当社との間には、人事、資金、技術及び取引等、利害関係はありま せん。	税理士として専門的な知識及び経験を有しており、その経験と識見を活かした監査職務を遂行する事が出来ると判断し、社外監査役として適任であると考えています。 同氏と当社の間には平成27年6月30日現在、当社株式を1,200株保有しいるほかは、利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　1 名

その他独立役員に関する事項

独立役員としては、社外監査役である中田喜輿美を指定しております。中田監査役およびその近親者は、当社との間で一般株主と利益相反が生じるおそれがある取引や関係はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は取締役に対するインセンティブ付与対策として、ストックオプション制度以外に平成17年度から担当業務の業績に応じた取締役賞与制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者　社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは当社グループ（当社及び当社子会社）の取締役及び社員への付与だけでなく、監査役に対しても付与しております。
監査役がそのチェック機能を適正に果たすことにより、当社グループの経営の健全性が維持・強化され、ひいては中長期的に当社の企業価値向上に資するとの判断からであります。

平成18年4月の第一回発行においては、既に相当数の当社株式を保有していた代表取締役社長には付与せず、その分極力広い範囲の社員に付与しております。
平成26年4月の第二回発行においては、役職員の貢献意欲及び士気の向上、当社グループの結束力を高めることを目的としたインセンティブプランとして当社および当社子会社の取締役、監査役、従業員に対して付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び決算短信の損益計算書上に、監査役を含めた全役員の報酬の総額を役員報酬として開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社の監査役3名のうち、2名は社外監査役であります。その監査業務のサポートのため、監査役は内部監査室所属の職員に必要な事項を命令することが出来るようにしております。監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行については、当社は組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。当社では、業務をよく知る者が経営に携わることで、効率的かつ責任のある経営が可能になるとの判断から、経営と執行を分離しておらず、社外取締役を選任しておりません。社外取締役を置くことで期待される経営の健全性の確保、業務執行上の監督機能については、内部統制システムの構築を図るとともに、監査役3名中2名を社外監査役として、社外監査役が客観的及び中立的な立場から経営監視機能を発揮する体制としています。当社は業務執行上の権限委譲のため、執行役員制を導入しておりますが、取締役への業務担当委任も行っており、経営と業務執行の分離という意味での執行役員制ではありません。

業務執行の監督については、取締役会がその役割を担っておりますが、毎月開催する取締役会以外に、円滑な業務執行とその監督のため、取締役、監査役に加え、各部門の責任者とグループ各社の役員が参加する経営会議を月1回開催し、取締役は各部門の責任者から業務執行状況等の報告を受けるとともに、業務執行の方針等につき執行責任者である社長が必要な指示をしております。

監査役監査については、会社法、監査役監査基準に準拠し、取締役の職務の執行ならびに取締役会の意思決定・監督義務の履行状況を監査する目的の下、監査役会が定めた方針、計画に従い、監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、業務及び財産の状況の調査、計算書類及び附属明細書に関する検討、取締役の競業取引、利益相反取引等の調査、子会社の調査を行うこととしております。また、当社は内部監査部門として社長直轄の独立組織である内部監査室を設置しております。内部監査室長は監査役に対し、当社及びグループ各社の業務・業績に係る重要な事項、職務の執行に関する法令違反・定款違反および不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実等があれば、これらを報告するとともに、監査役も必要に応じて内部監査室長に対し、報告を求めることができることとし、監査役監査の機能強化を図っております。なお、平成23年3月29日開催の第31期定時株主総会において、内部統制システムの監査重視の観点から、新たに社内監査役1名を選任しており、社外監査役の員数は3名から2名になっております。これら社外監査役2名は、それぞれ独立した立場で専門的見地から、取締役会及び監査役会等と適宜意見の交換を行い連携を保つことによって、監査役監査、会計監査との相互連携を図るとともに、内部統制の整備の状況について監査を行い、チェック機能の充実および経営監視機能の向上に努めております。

会計監査については、当社は平成21年度より新日本有限責任監査法人に委任しております。公認会計士は毛利篤雄氏と寶野裕昭氏が担当です。なお、会計監査人である監査法人及びその業務執行社員等と当社の間には、利害関係はありません。
指名・報酬の決定については、取締役会に社長が議案を提案し、取締役会において審議、決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では業務をよく知る者が経営に携わることで、効率的かつ責任のある経営が可能になるとの判断から、経営と執行を分離しておりません。この考えの下、業務執行には携わらず、経営だけを行う社外取締役は選任しておりません。社外取締役を置くことで期待される社会的な視点からの執行の監督機能については、社外監査役に客観的及び中立的な経営監視機能を発揮してもらうことで代替可能であり、現時点では、このようなガバナンス体制が最適であると考えておりますが、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの制定など、社外取締役を巡る近時の状況も踏まえ、当社として最も適切なガバナンス体制を検討してまいる所存です。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は株主総会開催日の2週間前に発送しておりますが、同時に当社ホームページに掲載することにより、株主において議決権行使に必要な時間を極力確保出来るように努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算とし、株主総会は3月に開催しております。 これにより、株主総会の集中する6月開催を避け、株主の可及的多数の参加が可能なように努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、開示規則に沿って情報開示を行うこと、ホームページを重要な情報源のひとつと認識し、投資家の理解を助けると判断した情報はできるだけ掲載していく方針であることを示したディスクロージャーポリシーを作成し、公表しています。	
IR資料のホームページ掲載	トップメッセージ、決算短信、決算短信補足資料、有価証券報告書、投資家向け説明会資料、適時開示体制の概要、株主メモ、Q&A等のIR資料を投資家向け情報として当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部総務部をIR担当部署として、IR担当役員（執行役員）及びIR事務連絡責 任者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、グループとして、ISO14001を認証基準とするEMS（環境マネジメントシステム）の認証を取得しており、年1回の全社員向け教育や更新教育を実施し、省資源、省エネルギーへの取り組みを推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主に対しては、株主総会における事業報告と質疑、株主通信の送付、当社ホームページ上に設けた「投資家・株主の皆様へ」のページ等において、直近の業績や経営施策、現在の経営戦略等を極力分かりやすく説明しております。又、電話やメール等での問合せに対しても、開示している範囲内において説明しております。 取引銀行等の債権者や大口取引先に対しては、決算発表のタイミング等で業績や今後の経営戦略等を説明しております。 社員に対しては、適宜のタイミングで社内通信手段や職制を通じ、経営の状況や戦略を周知徹底するとともに、年1回、全社員を対象に、事業計画発表会を開催し、全社目標、各部門目標、具体的な施策等を周知徹底しております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組に関して＞ 当社は、グループとして、女性の活躍を進めており、採用や昇格などあらゆる状況において、性別に区別なく実力や成果に応じた評価を行っております。 連結子会社の取締役に女性を登用している実績があります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（内部統制システムに関する基本的な考え方）

内部統制システムはコーポレートガバナンスを向上し、企業価値を高めるための基盤として重要であり、その整備に努めてまいります。その中核はコンプライアンス体制とリスク管理体制であり、いずれも企業が中長期的に健全に成長していくためには極めて重要であると認識しております。

これらの効果的な推進には役職員に対する教育や基本方針の制定、社内諸規程の整備等は不可欠ですが、当社では事業部門と管理部門、内部監査室とそれ以外、取締役と監査役のような組織・機関間の相互牽制が基本的に重要であるとの認識に立ち、組織や社内規程等を設計する
上で、これらの相互牽制が十分機能するように配慮しております。

一方で、こういった内部統制システム構築は業務上の効率性追求とバランスがとれたものである必要があります。当社では当社の業務内容や規模に相応しい体制や仕組みにより、内部統制システムの構築を推進いたします。

（内部統制システムの整備状況）

⑴ 当社は管理本部とそれ以外の業務部門を組織的に明確に分離し、業務部門のバックオフィスである業務管理機能を管理本部内に設けることで、受発注等の業務処理の厳正化を図っております。又、管理本部内の総務、経理、財務及び業務管理の各機能についても部又はグループとして組織的に分離し、これらの各機能間の相互牽制が適正かつ合理的に働くように組織運営しております。また、グループ会社の業務の適正と効率性を確保するために、当社取締役がグループ会社の代表権を持ち、当社役職員がグループ会社の監査役を兼任する体制としております。

⑵ 社内規程としては組織的な牽制が十分機能するように設計された組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定めるほか、グループ会社の行う一定の重要事項については、当社の取締役会の承認を必要としております。さらに社長直轄の独立組織として設置した内部監査室により、法令・社内規程の遵守状況等につき、内部監査を実施し、処理の適正化と内部牽制の有効性確保のため、具体的な助言・勧告を行っております。

⑶ 社内情報資産の適切な管理のため、当社は全業務を対象にISMS認証を取得しており、ISMS委員会において社内情報資産の管理状況につきレビューし、問題があればその改善指示と対応状況のフォローを行っております。なお、平成19年8月には個人情報保護方針を新たに定め、その遵守の徹底を図るとともに、グループの情報管理レベルをさらに引き上げるため、子会社においてもISO27001を認証基準とするISMS認証の取得に努めており、平成26年1月現在で当社及び子会社8社が同認証を取得しております。

⑷ コンプライアンス対応策としては、コンプライアンス担当取締役を任命するとともに、平成18年12月にコンプライアンス基本方針および企業行動基準を制定してグループの方針を明確化・具体化し、これらをグループの役職員全員が参加する毎年年初の事業計画発表会において説明するなどにより、その趣旨の周知徹底を図っております。コンプライアンス基本方針及び企業行動基準については当社のホームページに掲載しております。

また、コンプライアンス基本方針、企業行動基準の遵守状況をモニタリングするため、内部通報制度を設けており、重大な違反については社長の指示の下、適時開示することとしております。

⑸ リスク管理につきましては、リスク管理担当取締役を任命するとともに、関係規程の整備を経て、平成18年12月にリスク管理委員会を立ち上げ、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備を目的としたこれまでの「全社危機対策委員会」（「リスク管理委員会」に吸収）の活動に加え、個々のリスクに対応した規程・マニュアル、管理体制を前提に、全社的なリスク管理体制の整備、問題点の把握、体制の適切性に関するレビュー等の活動を行っております。

⑹ 財務報告に係る内部統制システムの整備につきましては、平成18年5月に当社取締役会で内部統制システム構築の基本方針を決議し、平成21年1月からは、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制を有効に機能させるため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」及び「内部統制委員会規程」（適用：平成21年2月1日）を制定し、「内部統制委員会」を設置するとともに、「財務報告にかかる内部統制の構築及び評価の実施計画書」を毎期策定し、内部統制の構築及び評価を行っております。平成26年12月末を基準日とする内部統制の評価につきましては、
代表者承認、取締役会報告を経て、平成27年3月30日に関東財務局長宛てに内部統制は有効である旨の内部統制報告書を提出しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方）

社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは一切関わりを持たず、また民事介入暴力には司法当局と協力して対応することとし、対応にあたっては以下を基本原則としております。

（ア） 当社として組織的に対応する。
（イ） 外部専門機関との連携を図る。
（ウ） 取引を含めた一切の関係を遮断する。
（エ） 有事においては、民事・刑事の両面から断固たる法的措置をとる。
（オ） 裏取引や資金提供を行わない。

（反社会的勢力排除に向けた整備状況）

平成20年3月に、反社会的勢力調査マニュアルを制定し、コンプライアンス基本方針に基づき、反社会的勢力と取引しないため、取引先を調査する方法を定めております。

更に、平成21年1月に、当社グループの反社会的勢力に対する取り組みを強化するために、反社会的勢力対応基本規程を制定し、反社会的勢力との関係を遮断する体制の整備及び反社会的勢力対応に関する基本的な事項を定めております。即ち、当社総務部をグループ全体の反社会的勢力対応統括部署、管理本部担当役員を反社会的勢力対応統括責任者とし、取引等の相手先が反社会的勢力でないことを調査する体制、手順を定めるとともに、反社会的勢力とは知らずに関係を有してしまった場合には、速やかに関係を解消することとしております。また、反社会的勢力が取引先等となることを防止するため、契約書や取引約款には反社会的勢力排除条項を導入することとしております。

これらの基本規程、マニュアルについては、コンプライアンス基本方針などと併せ、グループの役職員全員が参加する毎年年初の事業計画発表会において、反社会的勢力対応統括責任者が説明するなどにより、その趣旨の周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 経営者の姿勢・方針の周知徹底
(経営者の姿勢・方針)
当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。

(姿勢・方針の周知徹底及び実践)
上記の姿勢・方針はホームページに掲示するとともに、職制による指示等で社内への周知徹底を図っています。
開示業務の実際の運用は、社長の指示に基づいて行っています。

2. 適時開示業務を執行する体制
(1)開示担当組織
管理本部総務部を適時開示担当部署として、担当役員(執行役員)及び情報開示責任者を設置し開示業務を担当しています。

(2)適時開示手続きの整備
(情報収集体制)
情報開示責任者は、取締役会(子会社の取締役会を含む)、経営会議において決定、報告される情報を直接あるいは事務局等を通じて間接に入手する他、社長、経営企画室長及び各部門・各子会社の責任者からの情報、内部通報制度及びインサイダー取引防止規程により収集・管理される情報、決算・財務情報等の連絡を受けることにより、収集しています。収集された情報は、情報開示責任者から社長に報告しています。

(分析・判断プロセス)
・社長は適時性、適法性、正確性、公式性に留意して、開示の要否、開示内容、方法、時期等の開示方針を決定し、情報開示責任者に指示しています。方針決定に当たり、必要に応じて法務責任者である管理本部長、法律事務所、会計監査人から助言・指導を受けています。
・情報開示責任者は、社長から指示された開示方針に基づき、関係法令、適時開示等規則等を遵守し、かつ情報の正確性を確保して開示案を作成し、社長の承認を得て最終案としています。

(公表プロセス)
・情報開示の方法は、適時開示規則にしたがって東京証券取引所への事前説明、東京証券取引所が提供する「TDnetオンライン登録システム」への情報登録を行った後、さらに東京証券取引所内記者クラブの「兜倶楽部」を通じた報道機関への公表を行っております。
・TDnetへの情報登録・開示後に、同一情報を当社ホームページに掲載しております。
・当社ホームページにはディスクロージャーポリシーを掲示し、適時開示の方針及び開示プロセスを示すとともに、ホームページ掲載情報についての免責事項、決算発表前の沈黙期間についての説明を掲載しています。

【当社のコーポレートガバナンス体制】

